

コンピュータ新基準発効に伴う届出及びロゴ使用

本書は、新基準の発効日及びその前後期間における届出とロゴ使用に関する基本指針を提供することを目的としています。（なお、以下の新基準発効日は、現時点において予定日であることに留意すること。）

新基準発効日（2014年6月20日を予定）を境として4つの状況が想定され、以下に各状況に対する指針が説明されています。参加事業者は、自社の各モデルに該当する状況を検討し、指針に準じた対応をお願い致します。

状況（図1参照）		届出とロゴ使用
1	6月20日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル（発売開始は6月20日以降であるが、製造がそれより前に開始され継続されるモデルを含む）	表1参照
2	6月19日までに製造は終了するが、出荷・販売が6月20日以降も継続されるモデル	表2参照
3	6月20日以降に製造が開始されるモデル	新基準適合の届出が必要
4	6月19日までに製造・出荷・販売が終了するモデル	新基準適合の届出は不可

表1及び表2では、状況1と状況2における指針の詳細が説明されています。

※ 「旧」＝2014年6月19日までの旧（現行）基準 「新」＝2014年6月20日発効の新基準
「○」＝基準に適合する／適合モデル 「×」＝基準に適合しない／非適合モデル

表1：状況1における届出とロゴ使用

	旧	新	届出	新基準発効日以降のロゴの使用
①	○	○	新届出書にて届出し、適合を継続	届出により使用可
②	×	○	新届出書にて届出	届出により使用可
③	○	×	旧届出書による届出のみ （旧届出書は6月19日まで受付）	新基準発効日以降に製造する製品およびカタログについては、ロゴの使用は不可。 カタログ等については、原則新基準発効日までに刷り直しや旧基準のみの適合である旨の紙を差し込むなどの対応をすること。
④	×	×	不可	不可

表2：状況2における届出とロゴ使用

	旧	新	届出	新基準発効日以降のロゴの使用
①	○	○	旧届出書による届出のみ （旧届出書は6月19日まで受付） 新基準による届出は不可	継続使用可（旧基準に対してのみ適合していることを示す。）
②	×	○	新基準による届出は不可	不可
③	○	×	旧届出書による届出のみ （旧届出書は6月19日まで受付）	継続使用可（旧基準に対してのみ適合していることを示す。）
④	×	×	不可	不可

いずれの場合についても、消費者に誤解を与えないよう流通サイドに情報の周知を行うこと。

図1 新基準発効日を境とした4つの状況

(注：2014年6月19日は新基準施行予定日)

